

# 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、西宮市立図書館において、国立国会図書館が定める「国立国会図書館資料利用規則」及び「図書館向けデジタル資料送信サービス利用条件」に基づき、国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」（以下「送信サービス」という。）を利用し、送信サービスを受けた資料（以下「デジタル化資料」という。）を複写するに当たり、必要な事項を定める。

(利用場所)

**第2条** 送信サービスの利用は、中央図書館、北部図書館、鳴尾図書館、北口図書館で行う。  
2 デジタル化資料の閲覧と複写のため、中央図書館、鳴尾図書館、北口図書館には閲覧用端末機と管理用端末機を、北部図書館には閲覧用端末機を設置する。

(利用対象者の制限)

**第3条** 送信サービスを利用できる者は、「西宮市立図書館条例施行規則」（昭和59年西宮市教育委員会規則第10号）第4条第1項に定める、「館外貸出を受けることができる者」とする。

(利用の手続き)

**第4条** 送信サービスの利用を希望する者（以下「利用対象者」という。）は、「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用（複写）申込書」に必要事項を記入し、申し込むものとする。

(複写)

**第5条** 図書館は、利用対象者の求めに応じて、管理用端末機により、デジタル化資料を著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、図書館職員が複写し、当該利用対象者に提供する。なお、著作権に関する一切の責任は利用対象者が負うものとする。  
2 複写の料金は、「西宮市立図書館の資料の複写取扱要綱」に定めるところによる。

(利用時間)

**第6条** デジタル化資料の閲覧と複写のための利用時間は、1回につき1時間以内とする。ただし、次に利用する者がなければ30分単位で延長できる。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、読書振興課長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年5月31日から実施する。

付 則 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。